

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(三)中「三百十円」を「三百二十円」に改め、同表一の2の(二)中「二百五十三万円」を「二百六十二万千円」に改め、同表二の1の(三)中「千四十円」を「千八十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一七、八〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を「三四、六〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四一、五〇〇円」に、「五一、二〇〇円」を「五二、六〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「二九、四〇〇円」を「三〇、二〇〇円」に、「三八、一〇〇円」を「三九、二〇〇円」に、「五三、一〇〇円」を「五四、六〇〇円」に、「六二、一〇〇円」を「六三、八〇〇円」に、「七八、一〇〇円」を「八〇、三〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同表三の(三)の表中「五、八〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「一一、七〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「九、四〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一二、六〇〇円」に、「一七、四〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「二〇、六〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「二六、一〇〇円」を「二六、八〇〇円」に、「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表六の(二)中「五十四万七千円」を「五十六万七千円」に改め、同表八の(三)の(2)の表中「四千百円」を「四千二百円」に改め、同表八の(三)の(2)のイ中「四千四百円」を「四千五百円」に改め、同表八の(三)の(2)のウ中「四千八百円」を「四千九百円」に改め、同表九の(三)中「二十万六千円」を「二十万八千七百円」に、「十六万四千八百円」を「十六万七千円」に改め、同表十一の(四)の(2)中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表十二の(二)中「十三万三千九百円」を「十三万四千三百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。